

下松市テイクアウト等支援事業導入助成金交付申請について

下松市に店舗を構える飲食業者が「#下松エール飯」プロジェクトに参入するため、テイクアウトのサービスを新たに始めた際、そのサービス開始に伴う経費の一部について助成します。

事業対象期間

令和3年4月1日（木）～9月30日（木）

※テイクアウト等事業が令和3年9月30日において終了していないことが条件となります。

助成対象経費

- （1）令和3年4月1日から令和3年9月30日の間に新たなテイクアウト等事業を実施する際に設置した設備等の経費とする。
- （2）対象経費は下記のとおり。

	対象経費
1	新たなテイクアウト等事業を始めた場合の持ち帰り容器
2	のぼり、チラシ、ホームページの作成
3	店内における客室等の隔離用衝立
4	消毒液、ビニール手袋などの衛生用品
5	その他、感染症拡大防止対策で下松商工会議所が認めるもの
6	デリバリーバイク等のリース、レンタル料

助成額等

- （1）助成金の額は、対象店舗に対し上限5万円とする。
※ただし、複数店舗ある場合は1店舗に限る。
- （2）1事業者につき1回限りとする。

申請方法

- （1）申請受付期間 令和3年7月21日（水）から令和3年9月30日（木）
- （2）窓 口 下松商工会議所
- （3）必要書類

◆助成金交付申請書

○添付書類

①下記の事項について第3者が見て分かるもの

- ・新たに開発・拡充したテイクアウト等メニューが分かるもの（店頭表示、チラシ、HP等）
- ・テイクアウト・デリバリー事業の手法が分かるもの（店頭表示、チラシ、HP等）

②営業許可証（写）

- ③代表者の身元が確認できるもの（運転免許証（写）等）
- ④誓約書
- ⑤振込口座と口座名義が分かる通帳等（写）
- ⑥テイクアウト・デリバリー等事業を実施するためにかかった費用の明細が分かる領収書（写）

実績報告書

事業対象期間終了(9/30)後、実績報告書を提出してください。

提出期限 令和3年10月20日（水）まで

※実績報告書を提出されない場合は返還対象となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

下松商工会議所

山口県下松市新川2丁目1-38

TEL（0833）41-1070 / FAX（0833）44-2022

担当：柴田・村上・藤谷